

生活福祉資金 貸付のご案内



生活福祉資金貸付制度とは

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

ご利用いただける方

・低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯



世帯収入は、世帯員全員の収入合計とし、勤労者は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業者は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。

・障害者世帯

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ②療育手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ④障害者自立支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

・高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

(福祉資金については、日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)



貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
6人世帯	660万円程度まで
7人世帯	720万円程度まで
8人世帯	780万円程度まで
以下一人当たり 加算額	60万円

連帯保証人

- ・原則として連帯保証人を1名立てていただきます。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます。(貸付資金の種類4-(1) 不動産担保型生活資金は連帯保証人が必要です。)
- ・連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので、日頃から熱心に相談・支援してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方(返済終了までに75歳に達する方、市町村民税非課税世帯の方等)は連帯保証人になれません。

★次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。

- ①技能を習得するための福祉費または教育支援資金の申込みで、資金使用者が借入申込者、生計中心者が連帯借入申込者となる場合。
- ②緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金